

**編集後記：**現在気象学会では著作権委譲手続きのあり方についての検討が行われています。しかし私自身、著作権についてこれまでしっかりと勉強したことはなかったため、文化庁の「著作権テキスト」なるものを眺めてみたので、少しご紹介したいと思います。

「著作権」とは著作物が無断で公表・複製・頒布などをされない権利のことです。著作物を創作した者（著作者）が著作権を持つことになりますが、著作権は譲渡できます。個人で創作したものは、その創作した者が著作者になりますが、共同で創作した著作物で寄与分を分離して個別に利用できないもの（共著論文など）は、寄与した者全員が著作者になり、その保護期間（著作権の発生から消滅までの期間）は創作した時点から、最後に死亡した著作者の死後50年までになります。気象学会が発行している著作物（天気・気象雑誌など）は、編集著作物としての権利は学会が持つ

たとしても、論文などの著作権は著作者が持つ事になります。

保護期間が切れている場合、私的使用や引用など以外の利用には、権利者の了解を得ることが原則となります。著作物を利用するたびに著作者を探し出し了解を得たり、気象学会が冊子を新たに電子化してホームページで公開したりするたびに、了解を得ることは相当の労力を必要とするため、気象学会では著作者から著作権を委譲して頂けるようお願いしています。

著作権の委譲は口頭でも可能ですが、「全ての著作権を委譲する」等として文書を残しておくことが一般的です。「天気」でも、今後掲載される記事については何らかの形で文書による委譲手続きを導入するよう検討を進めております。具体的な方法が決まりましたらお知らせ致しますので、その際にはご協力をお願い致します。  
(小野耕介)